

議案第160号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

それでは、議案第160号和解及び損害賠償の額を定めることについて、御説明申し上げます。

2ページは目次です。3ページをお願いいたします。

今回の事案は、令和5年7月20日午後1時20分頃に大津市下阪本六丁目20番9号地先の県道比叡山線において、南東方向に走行していた公用車が、共同住宅の駐車場に右折して進入しようとしたところ、北西方向に直進してきた自動二輪車と衝突し、自動二輪車を運転していたAが死亡したという事案です。

なお、自動二輪車は、公用車の後続を走行していたC運転の車両とも衝突し、Cの車両が損傷しております。

以降、当事者として、自動二輪車を運転していたA、Aの相続人のB、公用車の後続車を運転していたC、後続車の所有者のDとします。

4ページをお願いいたします。

損害賠償の額について、和解の相手方は相続人のBのみとなり、大津市の過失割合が90%であることから、損害賠償の額は、

64,742,546 円となります。

5 ページをお願いいたします。

現場位置図となります。赤のしるしが事故現場となります。

6 ページをお願いいたします。

現場見取図となります。

写真①から④はそれぞれの場所から矢印の方向に撮った写真の位置となり、7 ページと 8 ページの現場写真に対応しております。

9 ページをお願いいたします。

事故当事者の関係図となります。大津市は、過失割合 90 % ですので、A の損害額に対し 64,742,546 円を、D の損害額に対し 479,700 円を支払います。A は、過失割合 10 % ですので、大津市の損害額に対し 68,859 円を、D の損害額に対し 53,300 円を支払います。

10 ページをお願いいたします。

経過としましては、記載のとおりで、令和 6 年 10 月 22 日に損害賠償額について合意に至りました。

11 ページをお願いいたします。

参考として専決処分についてですが、公用車の後続車の所有者である D の損害額に対し、大津市の損害賠償の額は 479,700 円となり

ます。

示談日は、令和6年11月7日です。

以上で、議案第160号和解及び損害賠償の額を定めることについての説明とさせていただきます。

御審査賜りますようよろしくお願いいたします。